

令和元年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

令和元年12月18日（水）午後1時30分

2 場 所

福岡家庭裁判所431号共用室

3 出席委員

江島滋美委員，岸和田羊一委員長，國吉真弥委員，酒見和成委員，平直子委員，知名健太郎定信委員，林田宗一委員，樋口正行委員，久留百合子委員，深堀寿美委員，藤田光代委員，藤田雄飛委員，船津邦比古委員，牧野田亨委員，向野剛委員（五十音順）

4 事務担当者

大橋茂首席家裁調査官，土屋颯次席家裁調査官，津山総括主任家裁調査官，鳥居貴美子主任家裁調査官，森久和少年首席書記官，黒岩康彦事務局長，藤原恵美総務課長

5 テーマ

「再非行防止に向けた少年への働き掛け」

6 議事結果(要旨)

（以下，発言者は，◎委員長，○委員，◇事務担当で略記する。）

◎ 現在福岡家庭裁判所で行っている教育的措置について，再非行防止という観点で効果的な内容になっているのか，あるいはさらにどういう工夫をしていったら良いのかについて御意見を伺いたい。

○ 再非行防止の取組は一時的なものではなく，継続的な働き掛けが必要だと思う。また，裁判所だけでなく外部機関・団体と繋がるきっかけを作ってあげることも必要だと思う。

○ 舞鶴公園の清掃活動も良いと思うが，もっと散らかっていたり，明

らかに汚れがひどかったりする場所の清掃活動も考えてみてはどうか。

- ◇ グリーンボードという清掃活動を行っているボランティア団体の活動に参加するよう、裁判所から少年に対して促すことはある。また、少年が希望すればそういった団体の活動に繋げることはできる。
- 再非行防止に向けて、少年に対して直接働き掛けを行うことも大事だと思うが、今は子育てが難しい時代であり、親は子供にどう接しているか悩んでいる。子供に対する教育や指導、子育てに悩んでいる親達は多いと思うので、再非行防止に向けて、保護者に対する支援や助けも必要なのではないか。
- ◇ 保護者への働き掛けについては、家裁調査官が行う調査面接の際に保護者だけから話を聞くことがあり、その際に保護者に助言指導することもある。
- ◇ 万引き被害を考える会では、保護者も一緒に参加してもらい、少年と一緒に講話を聴いてもらうようにしている。切手の整理活動の取組についても、保護者と一緒に行うようにしている。また、グループワークも、少年に対してだけでなく、保護者に対しても行っており、その中で、保護者の方は、親同士の悩みを共有したり、グループワークを通じて様々な気づきを得たりしているようである。
- 今、説明があったような、裁判所による、少年に対する教育的な働き掛けはどのくらいの頻度で行われているのか。また、その際、保護者はどのくらいの割合で参加しているのか。
- ◇ 平成30年度の実績であるが、①万引き被害を考える会は、年7回実施、少年は36人参加、保護者は34人参加、②清掃活動は、年5回実施、少年は24人参加、保護者は21人参加、③切手整理活動は、年5回実施、少年は24人参加、保護者は24人が参加している。
- 教育的措置を受けた後に再犯を犯した少年がどのくらいいるのかと

いった統計はあるのか。

◇ 現在のところ、そのような観点で取った統計はない。教育的な措置の効果は数字で示すことはできないが、少年の感想などを見ていると、効果はあると考えている。なお、教育的措置を実施した場合の再犯率などの統計の作成については、今後検討させていただきたい。

○ 親と子のふれあいの場をもっと増やしたほうがいいと思うので、舞鶴公園の清掃活動を親と子で行うことは本当に意味があると思う。

○ 万引き被害者の実情を理解させる取組と同様に、親の子育てがどれほど大変かを少年に悟らせる取組も大事なのではないか。例えば、動物園に連れていき、動物が自分の子供を守る姿を見せるといった取組などは考えられないか。また、例えば、自然に咲く花はミツバチを使って受粉をしているといった自然の中の命の営みを教えることなどはどうか。

◇ 今回話題にしている不処分や不開始となる少年が対象というわけではないが、例えば裁判所では、比較的非行が進んだ少年に対する試験観察において、少年を乳児院に補導委託し、乳児と遊ばせたり、実際に乳児の世話を体験させたりすることがある。また、委託先の中には農作業を行わせるところや、果樹園での作業を行わせるところもある。

○ 少年鑑別所は、法が整備されたことによって、地域の方や関係機関の協力を得ながら地域の非行・犯罪防止に向けた活動ができるようになったことから、地域と連携して、問題行動のある対象少年に対して、講演会や研修会、グループワークなどを実施している。そこで、鑑別所の相談窓口を紹介していただいて、外部機関へ繋げたり、あるいは、希望があれば法務教官を講師として派遣するなど、連携できることはあると思う。

- 福岡少年院が実施している保護者参加型の取組として、お腹の部分に重りの入ったものを少年に着せて、妊婦の大変さを少年に知ってもらう妊婦体験や、首の据わっていない赤ちゃんの人形を使って沐浴体験をさせることで子育ての大変さを少年に知ってもらう育児体験などに、保護者と一緒に参加させるというものがあり、裁判所の取組の参考にもなるのではないかと。
- 子供が問題を起こす場合、母子家庭の場合が多かったり、再婚していても家庭環境が複雑で、精神的な部分も含めて母親が疲れていたり、あるいは、母親が何らかの精神疾患を患っている場合も少なくないが、まずはお母さんを元気にしてあげないと、結局子の帰る場所がないので、子が帰れる環境を整えてあげるためにも、保健所との連携も必要ではないかと。また、子が障害を持っている場合も少なくないが、保健所と連携していれば、保健所が医療機関につなぐこともできると思う。
- ◎ 貴重な御意見を多数いただいたので、今後、家庭裁判所で行っている再非行防止に向けた教育的措置の参考にしたい。

7 次回テーマ

「家庭裁判所調査官の採用広報について」

8 次回期日

令和2年6月11日（木）午後1時30分